

報道各位

令和6年1月24日
新潟市福祉部福祉総務課令和6年能登半島地震にかかる「被災者生活再建支援事業」の
申請受付開始について

標記事業の実施について 令和6年1月16日付で報道発表をしましたが、申請手続き方法等について以下のとおりお知らせします。

1 申請手続きについて

(1) 受付窓口

被災相談窓口または居住の住所地の区役所健康福祉課(保護課)

(2) 申請期間

基礎支援金・市支援金 : 令和6年1月24日から令和7年1月31日まで

加算支援金 : 令和6年1月24日から令和9年1月31日まで

(3) 申請方法

申請書を受付窓口へ提出(申請には罹災証明書が必要です。)

(4) 問い合わせ

新潟市福祉部福祉総務課 025-226-1169(直通)

2 対象世帯・支給額について

世帯区分	住家の被害の程度	法による支援金			市支援金基本額	支援金合計(最大)
		基礎支援金	加算支援金			
複数世帯 (カッコ書きは単身世帯)	全壊・解体	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	100万円 (75万円)	400万円 (300万円)
			補修	100万円 (75万円)		300万円 (225万円)
			賃貸	50万円 (37.5万円)		250万円 (187.5万円)
	大規模半壊	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	50万円 (37.5万円)	300万円 (225万円)
			補修	100万円 (75万円)		200万円 (150万円)
			賃貸	50万円 (37.5万円)		150万円 (112.5万円)
	中規模半壊	-	建設・購入	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)
			補修	50万円 (37.5万円)		100万円 (75万円)
			賃貸	25万円 (18.75万円)		75万円 (56.25万円)
	半壊	-	-	-	50万円 (37.5万円)	50万円 (37.5万円)

本報道資料の問い合わせ先
新潟市福祉部福祉総務課 武藤
電話 025-226-1166(直通)